

日本保険学会倫理綱領

令和2年3月19日制定

日本保険学会は、研究および教育ならびに学会活動における規範を「日本保険学会倫理綱領」としてここに定める。会員は、保険学研究を発展させるとともに社会の信頼に応えるべく、本綱領を尊重し遵守するものとする。

(1) 【公正と信頼の確保および法令等遵守】

会員は、研究および教育ならびに学会活動にあたって、公正を維持し、社会的な信頼を損なわないように努め、法令等を遵守するとともに、誠実に行動しなければならない。

(2) 【プライバシーの保護と人権の尊重】

会員は、研究および教育ならびに学会活動にあたって、社会的な影響に配慮し、プライバシーの保護と人権の尊重に努めなければならない。

(3) 【差別の禁止・ハラスメントの禁止】

会員は、思想信条、性別、性自認、性的指向、年齢、出自、国籍、宗教および民族的な背景、経歴ならびに障がいの有無などを理由として、個人および団体を差別してはならない。また、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、およそハラスメントにあたる一切の行為をしてはならない。

(4) 【著作権侵害の禁止】

会員は、研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。また、他者の研究成果を剽窃し、または盗用してはならない。

(5) 【研究成果の公益性】

会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努め、それらを社会へ還元することに努めなければならない。

【綱領の変更】 本綱領の変更は、日本保険学会理事会の決議による。

以 上